

温泉法施行令の一部を改正する政令案参照条文 目次

一	温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）（抄）	1
二	温泉法の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十一号）（抄）	3
三	温泉法の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十一号）による改正前の温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）（抄）	3
四	温泉法施行令（昭和五十九年政令第二十五号）	4

温泉法施行令の一部を改正する政令案参照条文

○温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）（抄）

（許可の基準）

第四条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならぬ。

- 一 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。
 - 二 前号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。
 - 三 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。
 - 四 申請者が第九条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。
 - 五 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。
- 2 都道府県知事は、前条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。
- 3 前条第一項の許可には、温泉の保護その他公益上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

（温泉の利用の許可）

第十五条 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならぬ。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。

- 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第三十一条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により前項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

- 3 都道府県知事は、温泉の成分が衛生上有害であると認めるときは、第一項の許可をしないことができる。
- 4 第四条第二項及び第三項の規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、同条第三項中「温泉の保護その他公益上」とあるのは、「公衆衛生上」と読み替えるものとする。

（温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併及び分割）

第十六条 前条第一項の許可を受けた者である法人の合併の場合（同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた者でない法人が合併する場合において、同項の許可を受けた者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の全部を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

2 第四条第二項及び前条第二項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「次の各号のいずれかに該当する者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の全部を承継する法人が次の各号のいずれかに該当する場合」と読み替えるものとする。

（温泉の利用の許可を受けた者の相続）

第十七条 第十五条第一項の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）が当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日まで、被相続人に対してした第十五条第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第四条第二項及び第十五条第二項（第三号に係る部分を除く。）の規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第十五条第一項の許可を受けた者の地位を承継する。

（温泉の成分等の揭示）

第十八条 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を揭示しなければならない。

一 温泉の成分

二 禁忌症

三 入浴又は飲用上の注意

四 前三号に掲げるもののほか、入浴又は飲用上必要な情報として環境省令で定めるもの

2 前項の規定による揭示は、次条第一項の登録を受けた者（以下「登録分析機関」という。）の行う温泉成分分析（当該揭示のために行う温泉の成分についての分析及び検査をいう。以下同じ。）の結果に基づいてしなければならない。

3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、政令で定める期間ごとに前項の温泉成分分析を受け、その結果についての通知を受けた日から起算して三十日以内に、当該結果に基づき、第一項の規定による揭示の内容を変更しなければならない。

4 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、第一項の規定による揭示をし、又はその内容を変更しようとするときは、環境省令で定めるところに

より、あらかじめ、その内容を都道府県知事に届け出なければならない。

5 都道府県知事は、第一項の施設において入浴する者又は同項の温泉を飲料として摂取する者の健康を保護するために必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る掲示の内容を変更すべきことを命ずることができる。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第三十六条 第三章、第三十三条第一項(第三十一条第二項の規定による処分に係る部分に限る。)、第三十四条第一項(温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対する報告の徴収に係る部分を除く。)、又は前条第一項(温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所への立入検査に係る部分を除く。)の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地域保健法(昭和二十二年法律第一百号)第五条第一項の政令で定める市(次項において「保健所を設置する市」という。)、又は特別区の長が行うこととすることができる。

2 (略)

○温泉法の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十一号)(抄)

附 則

(温泉成分分析に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の温泉法(以下「旧法」という。)、第十四条第一項の規定による掲示が、温泉法の一部を改正する法律(平成十三年法律第七十二号)附則第五条の規定の適用を受けて、旧法第十四条第二項の登録分析機関の行う同項の温泉成分分析の結果に基づかないでされていた場合であつて、当該掲示が、同項の登録分析機関の行う同項の温泉成分分析と同等以上の信頼性を有するものとして環境省令で定める温泉の成分についての分析及び検査の結果に基づいてされていた場合においては、当該分析及び検査を同項の登録分析機関の行った同項の温泉成分分析とみなして、この法律による改正後の温泉法(以下「新法」という。)、第十八条第二項及び第三項の規定を適用する。

2 新法第十八条第三項の規定は、この法律の施行の際現に温泉を公共の浴用又は飲用に供している者であつて、平成二十一年十二月三十一日までに同項の規定に基づき同条第二項の温泉成分分析を受けなければならないこととなるものについては、同日までは、適用しない。

○温泉法の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十一号)による改正前の温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)(抄)

(温泉の成分等の掲示)

第十四条 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、環境省令で定めるところにより、温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意を掲示しなければならない。

2 前項の規定による掲示は、次条第一項の登録を受けた者(以下「登録分析機関」という。))の行う温泉成分分析(当該掲示のために行う温泉の成分についての分析及び検査をいう。以下同じ。))の結果に基づいてしなければならない。

3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、第一項の規定による掲示をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その内容を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、第一項の施設において入浴する者又は同項の温泉を飲料として摂取する者の健康を保護するために必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る掲示の内容を変更すべきことを命ずることができる。

○温泉法施行令（昭和五十九年政令第二十五号）

内閣は、温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第十八条の二第一項及び第十八条の三（平成一三年六月法律七二号により削除）の規定に基づき、この政令を制定する。

温泉法（以下「法」という。）第三章、第二十九条第一項（法第二十七条第二項の規定による処分に係る部分に限る。）、第三十条第一項（温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対する報告の徴収に係る部分を除く。）、又は第三十一条第一項（温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所への立入検査に係る部分を除く。）の規定により都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）の長及び特別区の長が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、保健所を設置する市の長及び特別区の長に関する規定として保健所を設置する市の長及び特別区の長に適用があるものとする。

一 法第十三条第一項の規定による許可に関する事務

二 法第十四条第三項の規定による届出の受理に関する事務

三 法第十四条第四項及び第二十七条第二項の規定による命令に関する事務

四 法第二十七条第一項の規定による許可の取消しに関する事務

五 法第二十九条第一項の規定により行行う聴聞（法第二十七条第二項の規定による命令に係るものに限る。）に関する事務

六 法第三十条第一項の規定による報告の徴収（温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対するものを除き、公衆衛生上の見地から行うものに限る。）に関する事務

七 法第三十一条第一項の規定による立入検査（温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所へのものを除き、公衆衛生上の見地から行うものに限る。）に関する事務